

令和8（2026）年1月30日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第32回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第32回総会 議事録

- 1 日 時 令和8(2026)年1月30日(金)
- 2 場 所 市役所4階 4-3及び4-4会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)について
議第6号 農用地利用集積等促進計画案(移転)について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後4時00分

伊比事務局長

皆様大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、これから第32回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人です。欠席は5人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は14人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

石塚議長

それでは、5番 佐藤 敏委員、15番 阿部 淳一委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から9について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 横山、外2筆、田、2,375 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号2 上原、外2筆、畑、705 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号3 元城町、外123筆、田及び畑、50,518.21 m²。こちらの申請地の中には元城町の他に、安田、平井、横山、藤井、剣野町の農地が含まれております。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号4 北半田一丁目、田、284 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号5 北半田一丁目、田、614 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号6 横山、田、708 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号7 安田、外1筆、畑、325 m²。自作地の売買。経営の見直し。

申請番号8 平井、田、340 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号9 平井、畑、238 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から9について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査等を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

No.3 安野 検一農業委員

申請番号7の渡人と受人の経営面積が同じなのは偶然なのでしょうか。

吉田主事

申請番号7の渡人と受人は親子関係にあり、農地台帳上は同じ世帯であることから、同じ経営面積になっており、同一経営体として登録してあります。

石塚議長

他に御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書3ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 西山町五日市、畑、267㎡。販売用住宅。第2種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が、申請地において昭和36(1961)年頃に農作業所を建築し、その後、車庫兼物置として使用していたほか、昭和37(1962)年頃に住宅を建築し、敷地内にコンクリートを敷設して隣接する宅地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請者は今後、当該住宅及び車庫兼物置と併せて申請地及び隣接する宅地を販売する予定です。

申請番号2 西山町大津、畑、289㎡。農機具格納庫、農業用倉庫、農作業スペース。第2種でございます。

本件につきまして、申請者が以前、申請地において農業用倉庫を設置したことから、今

回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

申請者は農業者であり、今後、申請地において新たに農機具格納庫を建設して、既存の農業用倉庫と併せて利用するほか、申請地の一部を農作業スペースとして利用する予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 安田、外 4 筆、田、397 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が建売住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が一般個人住宅を建築するものです。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 槇原町、外 1 筆、田、2,012 m²。太陽光発電施設。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が田 2 筆を集合住宅敷地及び駐車場として利用する予定

でしたが、これを変更し、承継者が当該2筆に隣接する田4筆を加えた合計6筆、4,218㎡を転用して太陽光発電施設敷地として利用するものです。

議第4号 第5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

土地利用計画図につきましては、第5条事業計画変更承認申請が8ページ、第5条許可申請が12ページとなります。

承継者につきましては、太陽光発電事業等を行っている法人で、太陽電池モジュールを648枚設置し、発電した電力は全て〇〇に売電する予定となっております。

計画地内には、市財政管理課が所管する法定外公共物の赤道が含まれており、土地利用計画図では〇〇(地番)と〇〇(地番)の間にある〇〇(地番)と記載されている土地となります。当該土地につきましては、現在、道路としての機能はなく、今後、承継者が市から払い下げを受ける予定となっております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

No.3 安野 検一農業委員

申請番号2の太陽光発電施設について、周りに住宅地があるが光害の調査が終わったの判断でしょうか。

大橋係長

太陽光パネルの方向によっては、反射による影響が考えられることから、申請者代理人に確認しました。パネルの設置方向は南側を向いており、南側には住宅や小学校がありますが、申請代理人からの提出資料によると、地元町内会や小学校への説明が行われ、特に問題はないとの回答を得ているとのことでした。

また、新潟県農地部に確認したところ、反射に対する影響は、申請者への確認若しくは留意を促すに留まり、農地転用の許可要件に影響しないとの回答を得ています。

No.16 灰野 善栄農業委員

申請番号2の面積が大きいですが、転用の許可は開発行為に合わせて許可するのでしょうか。それとも単独で許可するのでしょうか。

大橋係長

本件については、開発許可の対象外となっています。仮に、開発許可とともに農地転用する場合は、同日で許可することになります。

No. 16 灰野 善栄農業委員

開発許可が必要な面積は。

大橋係長

本件については、3,000 m²が基準となっています。今回は太陽光パネルということで、建物ではない設備に当たり、開発許可の対象外となっています。

石塚議長

他に御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第3号の承認案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書5ページを御覧ください。

議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 安田、外4筆、田、397 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 槇原町、外5筆、田、4,218 m²。太陽光発電施設。第2種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号2に関連するものです。

なお、本件につきましては、転用面積が3,000 m²を超える許可案件ですので、本総会の議決をもって、新潟県農業会議に諮問いたします。新潟県農業会議において異議がない場

合、会長の専決により許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきます。

申請番号3 藤井、畑、198㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

本件につきまして、貸渡人の亡き母及び亡き夫が申請地において昭和47頃にアスファルトを敷設し、現在も貸渡人が申請地の北側に隣接する自宅への通路として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

借受人は、貸渡人の孫の夫であり、申請地を使用貸借により借り受け、一般個人住宅を建築する予定となっております。

当該申請地への出入りについては、東側に隣接する貸渡人所有の〇〇(地番)の農地を当該住宅への通路としても利用することから、議第4号 第5条許可申請 申請番号4において別途転用申請がされております。

申請番号4 藤井、畑、148㎡。車庫、通路。第3種でございます。

本件につきまして、貸渡人の亡き母及び亡き夫が申請地において昭和61(1986)年に車庫1棟を建築し、その後、平成17(2005)年頃に新たな車庫1棟を建築したほか、アスファルトを敷設し、現在も貸渡人が隣接する自宅への通路として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

借受人は、貸渡人の娘の夫で貸渡人と同居しており、申請地を使用貸借により借り受け、当該車庫と併せて利用することとしております。

また、議第4号 第5条許可申請 申請番号3の一般個人住宅への通路としても利用される予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第4号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 6 ページから 31 ページを御覧ください。

議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間、地目、面積の順に読み上げ、説明といたします。

5 年、田、62 筆、62,934 m²、6 年、田、30 筆、23,342 m²、10 年、田及び畑、291 筆、299,610 m²、16 年、田、1 筆、604 m²、40 年、田及び畑、6 筆、3,165 m²です。

この度の計画は、主に相対の期間満了に伴う新規設定分となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 3 月 31 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へ計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について」、事務局の説明を

求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 32 ページ及び 33 ページを御覧ください。議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、地目、田及び畑、29 筆、面積、16,994 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社が転貸する耕作者の変更となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、耕作者が変更される運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 3 月 31 日であり、翌日の 4 月 1 日から新しい耕作者に変更となります。

なお、本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

本日の議案については以上となります。

続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

伊比事務局長、和田主任、吉田主事

(その他連絡事項)

石塚議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 4 時 41 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏

署名委員 佐藤 敏

署名委員 阿部 淳一

出席状況（総会議席表）

（令和8年1月30日現在）

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野檢一	出	13	水野美保	欠
4	関矢光孝	欠	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	欠
10	駒野博実	欠			
出席委員 14 人 欠席委員 5 人 計 19 人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	出
9	堀正則	出	23	澁江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	欠
11	阿部茂晴	欠	25	中村茂幸	欠
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	欠
14	長谷川久雄	出			
出席委員 22 人 欠席委員 5 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香